

## 板橋区立地域センター等使用料減免取扱基準処理要綱

(平成17年3月30日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立地域センター条例(平成17年板橋区条例第10号)及び東京都板橋区立地域センター条例施行規則(平成17年板橋区規則第19号)、東京都板橋区立高島平区民館条例(昭和54年板橋区条例第7号)及び東京都板橋区立高島平区民館条例施行規則(昭和54年板橋区規則第19号)並びに板橋区区民集会所の設置及び管理に関する要綱(昭和55年5月31日区長決定)及び東京都板橋区立ふれあい館内施設の時間外利用に関する要綱(昭和60年7月5日区長決定)に規定する使用料又は利用料の減額及び免除(以下「減免」という。)の取扱基準を定め、減免措置を適正に執行することを目的とする。

### (用語の定義等)

第2条 用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 公共的団体とは、厚生社会事業団体、文化教育事業団体、経済的団体等で、広く公共的な活動を営む団体をいう。
- (2) 公共又は公益的とは、産業・経済・文化・社会教育の各般の団体の事業活動が個人(団体)的な利益追求を超え、地域住民全体の共通利益として社会的利益の増進や公の福祉の向上を図ること(防犯・防火・交通安全等)をいう。

### (減免措置の運用)

第3条 区長は、第5条に規定する認定した公共的団体(成増地域センター及び高島平区民館の施設を利用する団体については、板橋区立文化会館及び板橋区立グリーンホールの使用料の減免にかかる公共的団体取扱基準要綱(令和元年8月20日区長決定)に基づき認定したものを含む。)に対して、減免措置を行う。

### (減免対象団体の範囲)

第4条 前条の減免を受けることができる公共的団体は、次に掲げる要件のいずれかを備えなければならない。

- (1) 法令等により設置することが定められ、又は奨励されている団体
- (2) 区及び区以外の官公署の行政目的を遂行するために育成又は助成している団体
- (3) 地域住民相互の交流を促進し、地域福祉の向上を図る目的で活動している団体

2 前項に定めるもののほか、団体は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 区全域又は広域的な活動をしていること。
- (2) 設立目的が公共的又は公益的な事業活動であること。
- (3) 活動が営利を目的としていないこと。
- (4) 利用目的が当該対象団体の設立目的に沿うもの
- (5) 会員等との親睦や私的利益の追求を目的とした活動でないこと。

### (認定処理手続)

第5条 公共的団体が減免を受けようとするときは、減免申請手続を行う前に、別記第1号様式の調査表に次に掲げる関係書類を添えて区長に提出し、減免対象団体としての認定を受けなければならない。

- (1) 減免審査調査表
- (2) 団体の規約、会則
- (3) 組織構成員名簿
- (4) 活動実績を表すもの
- (5) 区及び区以外の官公署等の推薦書

(認定可否の通知)

第6条 前条の規定に基づき、認定を受けようとする公共的団体から申請があった場合には、別記第2号様式により理由を付して認定可否の通知をする。

(認定名簿の作成)

第7条 区長は、認定名簿を作成し、減免対象団体の名称・利用目的、官公署等の推薦書その他参考となる事項を整理し、減免の経過を明らかにしておかなければならない。

(減免審査手続の省略)

第8条 第5条の規定により認定された減免対象団体(以下「認定団体」という。)で利用目的を同じくして再度施設を利用する場合、減免審査手続を省略することができる。

(減免申請処理)

第9条 各地域センターは、減免申請手続についてその都度、第4条の要件を備えた施設利用であるかどうか利用目的を精査し、減免決定をする。

(減免適用と適用除外の対応)

第10条 各地域センターは、減免対象団体が一利用区分の中で減免適用と適用除外の内容で利用する場合には、原則として減免適用は行わない。

(対象団体の除外)

第11条 区長は、認定団体が各地域センター、高島平区民館、区民集会所及びふれあい館内施設を利用する場合において、第4条に規定する必要要件を欠いた場合及び利用目的の趣旨を逸脱した場合には、第7条に規定する認定名簿から除外する。

(庶務)

第12条 この要綱に基づく認定処理手続等の事務処理は、地域振興課庶務係で処理する。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 板橋区立区民センター使用料減免取扱基準処理要綱(平成14年2月4日付13区長決定)は、この要綱の施行をもって廃止する。
- 3 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に、前項の規定による廃止前の板橋区立区民センター使用料減免取扱基準処理要綱の規定により行われた施行日以後の減免に係る手続は、この要綱の相当規定により行われた手続とみなす。

付 則

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成25年1月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和元年 8 月 20 日から適用する。

別記第1号様式(第5条関係)

年 月 日

使用料減免審査調査表

(あて先)板橋区長

板橋区立地域センター等使用料減免取扱基準処理要綱第5条の規定に基づき、地域センター等の使用料の減免対象の団体として認定を受けたいので下記により申請いたします。

記

1 団体名等

(1) 団 体 名 \_\_\_\_\_

(2) 住 所 \_\_\_\_\_ 連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

(3) 代表者氏名 \_\_\_\_\_

2 役員構成 (別紙構成員名簿 参照)

3 設立根拠法令等

4 規約・会則等 (別紙規約・会則 参照)

5 区及び区以外の官公署等の育成・助成・支援内容

(1) 内容

(2) 関係部所名 \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 課 \_\_\_\_\_ 係 \_\_\_\_\_

(3) 官公署の推薦書 (別紙推薦書 参照)

6 活動実績 (別紙事業報告 参照)

.....以下 地域振興課 記載欄.....

別記第2号様式(第6条関係)

年 月 日

板橋区立地域センター等使用料減免対象団体(承認・不承認)通知書

団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

板 橋 区 長

年 月 日付で申請のあった板橋区立地域センター等使用料減免対象団体として板橋区立地域センター等使用料減免取扱基準処理要綱第6条の規定に基づき、下記の理由により(承認します・不承認とします)。

記

1 承認・不承認理由

板橋区立地域センター使用料減免取扱基準処理要綱第5条の規定に基づき、関係書類を精査した結果、板橋区立地域センター条例施行規則第4条第1項第4号、板橋区区民集会所の設置及び管理に関する要綱施行細則第10条第1項第4号及び板橋区立ふれあい館内施設の時間外利用に関する要綱第6条第2項第4号に規定する公共的団体として(承認します・不承認とします 不承認理由)。

2 対象事業(承認の場合)

地域センター等の施設利用目的が(団体名 \_\_\_\_\_)の設立目的に沿う事業  
その他、条件( \_\_\_\_\_ )

3 その他(承認の場合)

利用申請の都度、減免申請書を利用する地域センターに提出してください。

4 問合先

板橋区区民文化部地域振興課庶務係

電話(3579)2161